

ミャンマーの投資制度-外国人就業規則・在留許可、現地人の雇用

外国人就業規制：ミャンマーでは、外国投資法に基づき設立された会社が外国人を雇用する場合、所定の様式に基づき、投資委員会（MIC）に許可を求めなければならない。これらの会社は、事業開始から2年で25%以上、次の2年（事業開始から4年）で50%以上、更に次の2年（事業開始から6年）で75%以上の割合となるよう、ミャンマー国民の雇用義務を負うため（外国投資法24条(a)）、外国人の雇用比率は当該規制の範囲内でなければならない。また、熟練技術を必要としない職種においては、外国人を雇用することはできず、ミャンマー国民のみを雇用しなければならない。

他方、会社法に基づき設立された会社においては、外国人の雇用比率に関する規制及び熟練技術を必要としない職種における規制は法律上規定されていない。

在留許可：ミャンマーでは、70日間有効のビジネスビザを取得の上、入国後1年間有効の長期滞在ビザを取得する必要がある（延長可能）。なお、3カ月以上滞在する外国人は外国人登録が必要である。

現地人の雇用義務：ミャンマーでは、労働者を雇う際には、原則として労働事務所に雇用条件を通知し、同事務所から入手した応募者リストをもとに面接し決定しなければならない。しかしながら、現在では新聞に募集広告を掲載することもでき、自ら労働者を募集することが一般的である。